

内閣府ホーム &gt; 内閣府共通意見等登録システム

## 記入内容の確認

規制改革推進室

1 内容入力

2 確認

3 完了

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

## ○提案事項名(タイトル)

(50字以内におまとめ下さい。)

修士学位取得者等に対する税理士試験の科目免除制度の撤廃

※必須

○提案の具体的な内容と提案理由  
(1000字以内、できるだけ具体的に御記入下さい。)

※必須

修士学位取得者等に対しては、税理士試験を受けることなく税理士試験の科目が一部免除(税理士法第7条2項及び3項並びに第8条第1項第1号及び2号)されているが、国民の安全や権利を擁護するという国家資格制度の本旨に鑑み、当該規定を撤廃すべきである。

税理士試験は、「税理士となるのに必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とした国家試験であり、税理士試験に合格した者のみに対して税理士資格を付与するのが、公平であり、当然であることから、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度が確立されなければならない。

しかし、修士学位取得者等については、学位取得過程における研究内容等に応じて、税法に属する科目又は会計学に属する科目の受験が免除されるという税理士資格の科目免除制度が存在する。

修士学位取得者等が、税法又は会計に関する研究等をしたことをもって、何故に税理士試験合格と同等の資質をもたらすといえるのか、客観的合理性がない。

国家資格制度とは、国民の安全や諸権利に重大な影響を及ぼす恐れのある業務等につき、これを適正に遂行し得る高度な専門的能力(資質)を備えた者(有資格者)に一定の使命を負わせ、かつ、その使命を遂行する有資格者にのみその業務等を行わせることによって国民の安全や権利を擁護することを目的とする国民保護のためのシステムであり、その業務の範囲は、国民から見ると適正・厳格であらねばならない。

よって、国民・納税者の権利利益の保護という観点から、修士学位取得者等に対する税理士試験の科目免除制度は撤廃すべきである。

## ○当該規制の根拠となっているもの

(不明の場合は「不明」を選択して下さい。)

法律や政令

※必須

○上記の具体的な根拠法令等  
(おわかりであれば)

## ○提案者

(個人または会社・団体)

会社・団体

※必須

会社名・団体名を御記入下さい。  
(個人の場合は「個人」と御記入下さい。)

※必須

全国青年税理士連盟

○会社名・団体名の公表の可否  
(個人の場合は「個人(非公表)」を選択して下さい。)

※必須

公表

## ○提案者氏名(非公表)

(会社・団体の場合は「担当者名」を御記入下さい。)

※必須

法対策部長 水野誠

○電話番号(非公表)  
(できましたら御記入下さい。) 03-3354-4162

○電子メールアドレス(非公表)  
※必須 zensei@khaki.pala.or.jp

◀◀ 修正

▶▶ 以上の内容で送信する

[このページの先頭へ](#)

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 電話番号 03-5253-2111(大代表)

Copyright©2010 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.